

社会保険ひろしま

第880号

- 【ご案内】短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大
- 【注意事項】年末年始における厚生年金保険料等の口座振替日にご留意ください
- 【ご案内】養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置における確認書類の添付が一部省略可能となりました
- 【ご案内】年金委員に対する表彰の実施について
- 年金だより
- 令和3年度健康保険委員表彰を行いました！
- 「医療費のお知らせ」をお送りします！
- 【お知らせ】協会けんぽの営業時間について
- 令和4年1月から健康保険給付等の取扱いが一部変更となります



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年10月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		57,433	56,854
船舶所有者数		263	343
被保険者数	男性	510,336人	387,571人
	女性	323,205人	247,325人
	船員	3,184人	3,251人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

令和4年10月から法律改正により被保険者数が常時101人～500人の企業（※）で働く以下の条件に該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方について、社会保険の加入が義務化されます。

（※）法人は法人番号が同一の全適用事業所を合計して、個人事業所は個々の適用事業所ごとに計算します。

- ◇週の所定労働時間が20時間以上
- ◇2か月を超える雇用の見込がある
- ◇月額賃金が8.8万円以上
- ◇学生ではない

令和4年10月に当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、後日、個別にご案内させていただきますこととしております。短時間労働者に対する適用拡大について詳しくお知りになりたい場合は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

注意事項 年末年始における厚生年金保険料等の口座振替日にご留意ください

令和3年11月分の厚生年金保険料等の口座振替日は令和4年1月4日（火）です。厚生年金保険料等を口座振替により納付されている事業主の皆さまは残高不足とならないよう、ご確認をお願いします。

なお、領収結果は令和4年1月にお知らせすることとしていますが、一部の金融機関においては、お知らせが令和4年2月になる場合がありますので、ご了承ください。

ご案内 養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置における確認書類の添付が一部省略可能となりました

『厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書』『厚生年金保険（船員）養育期間標準報酬月額特例申出書』の提出にあたっては、次の2つの確認書類の添付を必須としていました。

【確認書類（1と2の書類はいずれもコピーは不可です）】

1. 被保険者と養育する子の身分関係および子の生年月日を証明できる書類
⇒ 戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書
2. 被保険者と養育する子が同居していることを確認できる書類
⇒ 住民票の写し

このたび、マイナンバーによる行政機関の情報連携の仕組みの活用により、被保険者と養育する子の両方のマイナンバーを申出書に記載することで、「2. 被保険者と養育する子が同居していることを確認できる書類」（住民票の写し）の添付が省略可能となりました。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

《養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置とは》

次世代育成支援の拡充を目的とし、3歳までの子どもの養育等により勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それともなって標準報酬月額が低下した場合、子どもを養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる仕組みとして設けられたものです。

※退職後に被保険者であった方が申し出することも可能です。

- ◇日本年金機構では、政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々に、その功績を讃え「厚生労働大臣表彰」、「日本年金機構理事長表彰」および「日本年金機構理事表彰」を行いました。
- ◇表彰者については、日本年金機構のホームページで公表しております。
詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

これまでのご功績に心より感謝申し上げます。今後とも引き続きご協力をお願い申し上げます。

《年金委員とは》

厚生労働省から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の適用、給付、保険料等について、社内で啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人未満の被保険者がいる事業所は1名以上、300人以上の被保険者がいる事業所は2名以上の設置をお願いしております。

年金委員は、年金委員研修の参加を通じて、制度への知識をより深めていただくほか、他の年金委員との意見交換を行うこともできます。年金委員がいらっしゃらない場合は、ぜひ委員の推薦をご検討いただきますようお願い申し上げます。



年金だより

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

「ねんきんネット」は、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも確認できるサービスです。

- ◇ご自身の「国民年金の記録」や、「お勤めになられた会社の履歴」など確認することができます。
- ◇「年金の受給開始を遅らせた場合」や「働きながら年金を受け取る場合」など状況に合わせて年金の見込額を試算することができます。
- ◇「ねんきんネット」を利用するには「ご利用登録」が必要です。日本年金機構ホームページから「新規登録」を行うほか、マイナポータルからログインすることもできます。
従業員の皆さまへぜひご周知くださるようお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「ねんきんネット」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

令和3年度健康保険委員表彰を行いました！

協会けんぽでは、健康保険事業の推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆様の活動に感謝の意を表し、その功績を讃えることを目的として、「健康保険委員表彰」を実施しております。受賞された皆様をはじめ健康保険委員の皆様におかれましては、今後ますますのご活躍を祈念いたします。



全国健康保険協会理事長表彰

(50音順)

佐々邊 善行 様 (株式会社 熊平製作所) 佐藤 誠治 様 (株式会社 シーケイエス・チューキ)



全国健康保険協会広島支部長表彰

(50音順)

秋山 一孝 様 (友鉄工業 株式会社)	有松 めぐみ 様 (宮本塗装工業 株式会社)
伊東 寛和 様 (社会福祉法人 石川福祉会)	木曾 康友 様 (宮地ナショナル 株式会社)
下高 和代 様 (菱機設計 株式会社)	白川 豊己 様 (スガナミ物産 株式会社)
竹岡 源水 様 (株式会社 スイセイ設備)	玉本 義忠 様 (矢野食品 株式会社)
中村 一 様 (株式会社 高野電気商会)	林田 健治 様 (毛利アークハード 株式会社)
古屋 貴広 様 (社会福祉法人 広島順道会 特別養護老人ホーム春香園)	光吉 久美子 様 (アテル 株式会社)
村上 寛 様 (村上産業 株式会社)	山本 雅恵 様 (佐藤住設 株式会社)

・・・+・・・「医療費のお知らせ」をお送りします・・・+・・・

医療費のお知らせとは、加入者が健康保険を使用して受診された年間の医療費の一覧です。被保険者の世帯ごとに通知を作成いたします。

送付時期	令和4年1月中旬から下旬
送付対象	令和2年10月から令和3年9月診療分まで
送付先	事業所(任意継続加入者は被保険者の住所)



- 令和3年12月4日時点の加入者情報を元に作成されますので、すでに退職された方のお知らせが届いた場合は、同封の返信用封筒でご返送ください。
- 従業員の皆様へは、開封せずにお渡しください。

★ 確定申告(医療費控除)の際に「医療費控除の明細書」としてご利用できます。

掲載されていない医療費(令和3年10月から12月診療分を含む)がある場合は、医療機関や薬局の領収書に基づいて、「医療費控除の明細書」をご自身で作成してください。

※ 確定申告(医療費控除)に関しては、国税庁ホームページをご確認ください。

お問い合わせは、管轄の税務署までお願いします。

お知らせ

協会けんぽの営業時間について

【協会けんぽ広島支部 年末年始の休業日について】

休業日 令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)

※福山年金事務所内出張相談窓口についても、同様に休業とさせていただきます。
※年始は窓口が大変混雑します。郵送での申請にご協力をお願いします。

申請用紙
ダウンロードは
こちら



【福山年金事務所内 出張相談窓口 営業時間の一部変更について】

令和4年1月4日(火)より、福山年金事務所内出張相談窓口の営業時間を一部変更いたします。

令和3年12月28日(火)まで 平日 8:30～17:15

令和4年1月4日(火)から 平日 8:30～12:00/13:00～17:15

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
※広島支部は、お昼休み関係なく営業します。

令和4年1月から健康保険給付等の取扱いが一部変更となります

令和4年1月に健康保険法等の制度改正があり、協会けんぽの健康保険給付等の取扱いが一部変更となる予定です。(予定されている内容に変更があった場合、別途広報させていただきます)

1 傷病手当金の支給期間の通算化

改正前：支給が始まった日から起算して1年6ヶ月を超えない期間支給します。

⇒ 改正後：支給が始まった日から通算して1年6ヶ月まで支給します。

2 任意継続被保険者制度の資格喪失事由の追加

改正前：次の①～⑤に該当する場合に任意継続被保険者の資格を喪失します。

- ①毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- ②任意継続被保険者となって2年を経過した場合
- ③就職により健康保険等の被保険者となった場合
- ④被保険者が亡くなった場合
- ⑤被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合

⇒ 改正後：⑥「任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合」を資格喪失事由として新たに追加します。

3 産科医療補償制度掛金の引き下げ

改正前：1児につき16,000円

⇒ 改正後：1児につき12,000円

本改正に伴い、出産育児一時金の支給額は、現行の404,000円から408,000円に引き上げられます。
なお、産科医療補償制度加入機関での分娩の場合、掛金(12,000円)を加算した420,000円を支給します。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



申請書の郵送に
ご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

